

## 社会福祉法人新瑞福社会 第4次行動計画

すべての職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい職場環境を整備することにより、その能力を十分に発揮し、利用者及び地域に貢献できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 行動期間

2023年4月1日から2025年3月31日までの2年間

### 2. 内容

目標1：臨時職員を含むすべての職員に、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業務の制限・雇用保険法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

(取組内容)

就業規則、育児・介護休業等規則の周知徹底と、利用を促進する

目標2：育児休業期間中の代替要員の確保を行う。

(取組内容)

産休・育休の代替職員として正規職員を増やす。